

第4次長崎県犯罪被害者等支援計画



令和4年3月

はじめに

平成16年に犯罪被害者等基本法が制定され、以降、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた様々な取組がなされているところですが、犯罪被害者等は今もなお、多くの問題を抱えており、自ら被害を訴えることが困難で支援の手が十分に行き届かないケースが見られる性犯罪・性暴力、児童虐待等が社会問題となる中、被害の形態、犯罪被害者等の属性、犯罪被害者等が直面している困難な状況等、個々の事情に一層配慮した支援が求められています。

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようにするためには、犯罪被害者等一人一人に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、犯罪被害者等を社会全体で支えていくという気運を一層醸成する必要があります。

県では、これまで、犯罪被害者等基本法に基づき、平成20年に第1次計画を策定して以降、改定を重ねてきた「長崎県犯罪被害者等支援計画」に基づき、市町及び民間支援団体等と連携・協力し、犯罪被害者等の支援に関する施策に取り組んできました。また、県の犯罪被害者等への支援の姿勢を明確に示し社会全体での取組を一層進めていくため、令和元年7月に「長崎県犯罪被害者等支援条例」を制定し、それに伴い、県内の全市町において犯罪被害者等支援条例が制定されるなど、犯罪被害者等のための取組に進展が見られました。

今後は、これまでの支援の取組に加え、近年の犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等により求められる必要な支援を講じていくため、今回、新たに策定しました計画に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進していくこととしておりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

目 次

第1章	支援計画の概要	1
	第1節 策定の趣旨	
	第2節 基本目標	
	第3節 基本的視点	
	第4節 計画の性格・意見の反映	
	第5節 計画期間	
	第6節 施策の実施状況の公表	
第2章	犯罪等の発生状況と犯罪被害者等の現状	6
	第1節 本県における事件・事故等の概況	
	1 刑法犯認知状況	
	2 凶悪犯罪の発生状況	
	3 ストーカー事案、配偶者からの暴力事案の発生状況	
	4 児童虐待の発生状況	
	5 交通事故の発生状況	
	第2節 犯罪被害者等の置かれている現状	
	1 二次被害	
	2 被害の潜在化	
	第3節 犯罪被害者等支援に関する県民の意識調査	
第3章	犯罪被害者等支援の基本的考え方	11
	第1節 重点課題	
	第2節 施策の体系	
	第3節 支援のイメージ	
第4章	犯罪被害者等支援に向けた施策	15
	第1節 支援のための体制整備への取組	
	第2節 経済的負担の軽減への取組	
	第3節 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	
	第4節 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	
	第5節 捜査過程における配慮及び情報提供	
第5章	資料編	
	1 犯罪被害者等基本法	38
	2 長崎県内の犯罪被害者等支援条例	43
	(1) 県の犯罪被害者等支援条例	
	(2) 市町の犯罪被害者等支援条例一覧表	
	3 犯罪被害者等支援の経緯	48
	4 相談機関一覧	55

第1章 支援計画の概要

第1節 策定の趣旨

本県の犯罪被害者等支援については、「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号）に基づき、平成20年に第1次となる「長崎県犯罪被害者等支援計画」（以下「支援計画」という。）を策定し、以降、改定を重ね、更に、令和元年7月に「長崎県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を制定し、支援計画を条例に基づく犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとして位置付け、支援計画の下で、支援のための体制整備、支援に対する県民の理解の増進などの施策を推進してきました。

この第4次の支援計画は、これまでの支援計画と同様、基本目標を掲げた上で、関係機関や団体等との緊密な連携・協力による取組の一層の強化を図るとともに、近年のデジタル化の進展等による社会生活の変化に対応し、着実に施策を推進するため、条例第10条に基づき策定するものです。

第2節 基本目標

犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現

犯罪等は、いつ、どこで、起きるかわかりません。また、社会に生きる誰もが犯罪等の被害に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にあります。

ひとたび事件が発生すれば、必ず犯罪被害者等が生まれ、現在も、犯罪被害者及びその家族が、身体に対する直接的な被害だけでなく、心身の不調等の精神的後遺症や治療費の負担等の経済的被害、さらには周囲の方々の無理解や配慮に欠けた言動等による二次被害に遭うケースもあります。

しかし、犯罪被害者等の支援はまだ十分ではなく、犯罪被害者等の一刻も早い回復を支えるためには、警察や市町、被害者支援団体等と密接に連携して、住居及び雇用の確保など、行政機関でなければ対応できない支援を効果的に行っていく必要があります。

また、これらの関係機関の連携した支援とともに、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を県民が共有し、共に支え合う社会づくりも必要不可欠です。

本計画では、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を営むことができるよう支援し、個々の状況に応じて、必要な支援を選択し、利用することができるようにするため、警察、福祉、保健、医療、教育、雇用、住宅などの様々な分野にわたる施策を体系化しており、今後、こうした施策の実施に当たって、庁内で横断的に連携し、県が有する様々な分野にわたる事業や制度、サービス等を柔軟に活用するとともに、警察や市町、民間支援団体と連携した取組の推進を図り、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指して支援に取り組みます。

第3節 基本的視点

1 幅広い分野にわたる県の施策の横断的・効果的な組み合わせによる支援の実施

犯罪の種類及び加害者との関係などにより、犯罪被害者等が置かれている状況は様々であり、必要とされる支援も多方面にわたり、また、心身への直接被害やその後の二次被害により、日常生活の維持が困難になるなど、深刻な問題を抱えている場合もみられます。

また、自ら被害を訴えることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等や、自身が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害に遭ったこと等により心身に悪影響を受けるおそれがある子供達のニーズを正確に把握し、適切に実施されなければなりません。

今後、支援に当たっては、犯罪被害者等が抱えているこうした問題の多様性と深刻性を踏まえた上で、各種施策により支援していく必要があります。

本県では、警察、福祉、教育、雇用、住居をはじめ、県が有する様々な分野にわたる事業や制度、サービス等の施策を柔軟に活用し、効果的な支援を実施していきます。

2 犯罪被害者等の視点に立って行動し、共に支え合う社会づくり

突然、犯罪等の被害に遭われた方々は、強い精神的ショック等により自分の身の回りのことすら満足にできない状況に陥り、周囲から被害を受けた責任の一端があたかも被害者自身にあるかのように誤解されるなどして、孤立することが少なくない状況にあります。

犯罪被害者等が、その名誉又は生活の平穏を害されることなく平穏な生活を営むことができるようにするためには、誰もが犯罪被害者等になり得るという認識を県民が共有し、犯罪被害者等に関する問題を自分自身に関わる問題として考え、みんなで支え合う社会をつくることが重要です。

本県では、犯罪被害者等の視点に立って行動し、共に支え合う社会づくりのため、教育、広報、啓発に取り組みます。

第4節 計画の性格・意見の反映

この計画は、県として、犯罪被害者等支援の基本的な考え方を明らかにするとともに、県の支援や施策等を総合的かつ体系的にまとめたものです。

また、計画の策定に当たっては、以下の意見等を反映させています。

1 県民の意見等を反映

この計画は、犯罪被害者等支援を取り巻く情勢やパブリックコメント、市町、犯罪被害者等支援に携わる県の関係機関及び民間の支援団体における意見を踏まえて策定したものです。

2 SDGsの反映

世界的に取り組む持続可能な開発目標であるSDGsの理念は、本県の施策を進めていく上でも重要な観点であり、SDGsの理念を踏まえながら計画を策定・推進します。

SDGsの理念を踏まえた取組について

SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。

この目標は、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されており、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することを目指しています。

性暴力の根絶等を掲げるSDGs達成に向けた取組は、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目的とする本計画の施策の方向性とも重なっており、本計画の施策を着実に進めていくことがSDGsの推進につながるものと考えています。

このSDGsの理念を踏まえながら各種施策を推進し、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会を実現していくとともに、国際社会の一員として、SDGsの達成に貢献していくこととしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



なお、本計画に掲げる犯罪被害者等支援の施策に関連するSDGsの目標は次のとおりです。



すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児の能力強化を行う



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

第5節 計画期間

この計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、施策等の推進状況及び犯罪被害者等を取り巻く状況の変化等を考慮し、必要に応じて随時見直しを行うものとします。

第6節 施策の実施状況の公表

施策の実施状況については、可能な限り数値で表すなど客観的に示した上で、毎年度開催する長崎県犯罪被害者等支援推進会議等において情報共有し、以後の取組の参考とするとともに、条例第12条（施策の実施状況の公表）に基づき、県ホームページ等により公表します。

<用語の定義>

○「犯罪等」

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。(条例第2条第1号)

・「犯罪」とは、刑法その他我が国の刑罰法令に触れる行為を意味する。なお、加害者が責任能力のない者(刑事未成年者、心神喪失者等)である場合であっても、当該行為が構成要件に該当する以上、ここにいう犯罪に含まれる。

・「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、「犯罪」ではないが、これに類する同様の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいう。

(例)

- ① ストーカー行為に当たらないが警告の対象となるようなつきまとい等(ストーカー行為等の規制等に関する法律第3条及び第4条)
- ② 身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条)
- ③ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心的外傷を与える言動を行うこと等(児童虐待の防止等に関する法律第2条)

○「犯罪被害者等」

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。(条例第2条第2号)

これに該当するかどうかは、害を被ったものとの間の身分、居住、生計関係等の実態に即して実質的に判断されるべきものとする。

○「犯罪被害者等支援」

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減して、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。(条例第2条第3号)

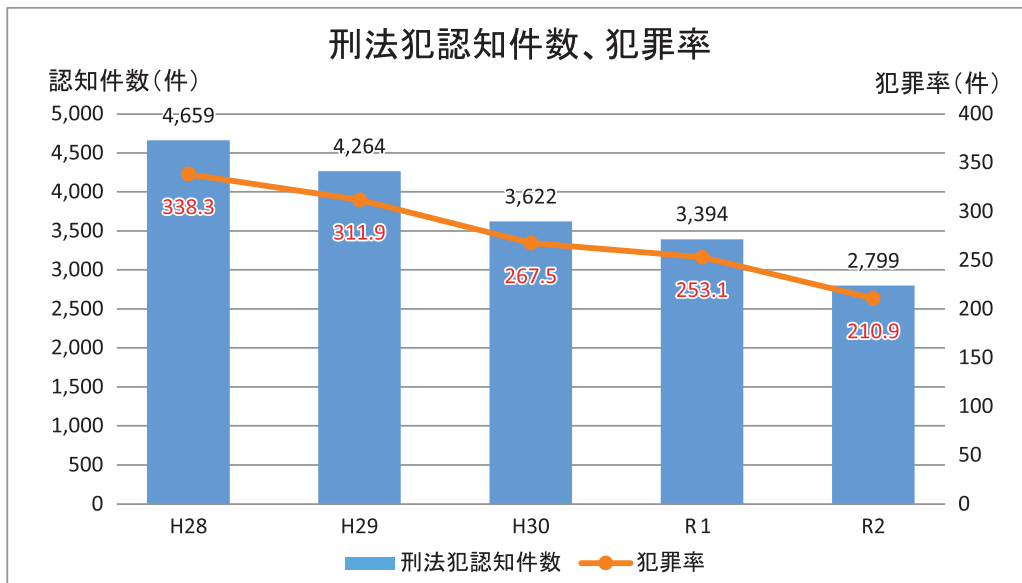
第2章

犯罪等の発生状況と犯罪被害者等の現状

第1節 本県における事件・事故等の概況

1 刑法犯認知状況

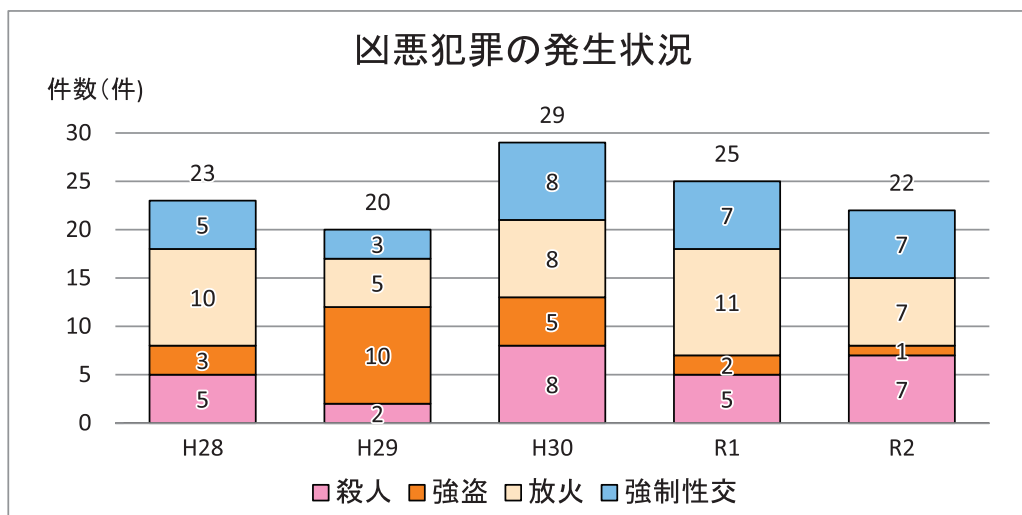
刑法犯認知件数は、平成期のピークである平成15年(14,454件)以降、毎年減少を続け、令和2年は2,799件(戦後最少)と、ピーク時の約20%に減少し、人口10万人当たりの刑法犯認知件数である犯罪率は、全国で低い方から第2位となっています。



注) 刑法犯認知件数とは、窃盗、強盗、殺人などの刑法犯について、被害の届出、告訴、告発、その他により、警察が犯罪の発生を認知した事件数をいいます。

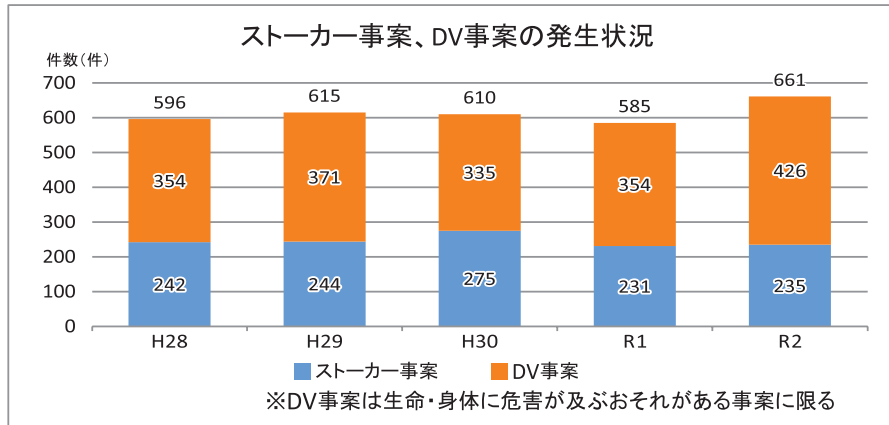
2 凶悪犯罪の発生状況

刑法犯認知件数の総数が減少傾向であるところ、令和2年における凶悪犯罪(殺人、強盗、放火、強制性交等)の認知件数は22件(前年比-3件)であり、ここ数年、横ばい状態で20件台で推移しています。



3 ストーカー事案、配偶者からの暴力事案の発生状況

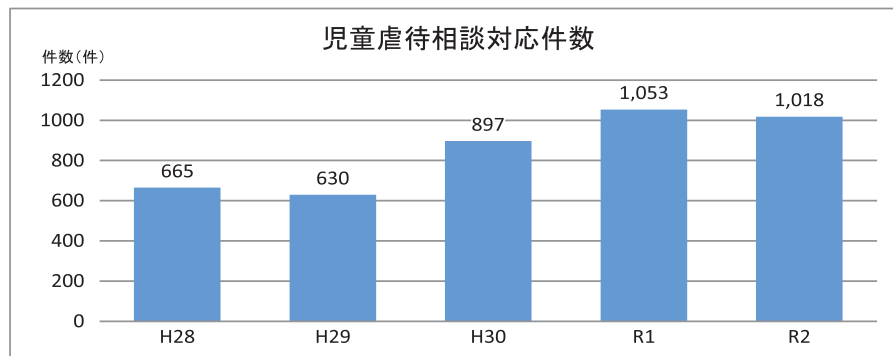
生命・身体に危害が及ぶ重大事件に発展する危険性があるストーカー事案や配偶者等からの暴力(DV)事案は、ここ数年、600件前後で推移しており、高止まりの状態となっています。



4 児童虐待の発生状況

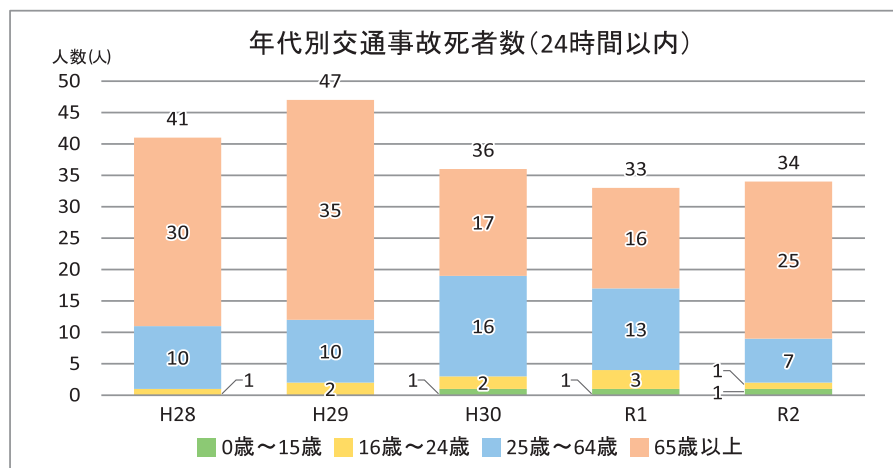
児童相談所における虐待相談対応件数は、増加傾向で推移しており、令和2年度の相談対応件数は1,018件となっています。

なお、近年の増加の要因の一つに、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力事案(面前DV)について、警察からの通告件数が増加したことが考えられます。



5 交通事故の発生状況

交通事故の発生件数、死者数、負傷者数は、平成15年をピークに減少を続け、令和2年の発生件数は2,987件、死者数は34人、負傷者数は3,731人とピーク時の半数以下になっていますが、年代別の交通事故死者数において、全交通事故死者数に占める高齢者の割合は、高い水準で推移しています。



第2節 犯罪被害者等の置かれている現状

1 二次被害

犯罪被害者等は、身体を傷つけられたり、家族の命を奪われたりする直接的な被害だけでなく、その後においても精神的な苦痛、身体の不調など、以下のような二次被害と呼ばれる様々な苦しみに遭っており、深刻な問題となっています。

- 事件に遭ったことによる精神的な苦痛、身体の不調
 - ・ 犯罪という攻撃の対象にされたということ自体から受ける精神的な苦痛、身体の不調
 - ・ 再被害を受けることに対する恐怖・不安から受ける精神的な苦痛、身体の不調

- 周囲の人々の無責任なうわさ話等による精神的な苦痛、名誉の毀損等
 - ・ 周囲の人からの無責任なうわさや、配慮に欠けた対応から受ける精神的な苦痛
 - ・ インターネットを通じて行われる誹謗中傷による名誉の毀損、プライバシーの侵害
 - ・ 報道機関による過剰な取材等から受ける精神的な苦痛、私生活の平穩の侵害
 - ・ 治療や回復のために、被害者等が必然的に関わらざるを得ない関係者における配慮に欠けた対応から受ける精神的な苦痛

- 捜査や裁判の過程における精神的な苦痛、時間的負担
 - ・ 刑事司法について社会の秩序維持という公益を図る目的が強調され、被害者等に十分な情報が与えられないことから受ける精神的な苦痛
 - ・ 加害者が処罰されるまでの裁判手続に要する時間的負担

- 医療費の負担や失職、転職等による経済的な損失
 - ・ 治療等に要した高額な医療費の負担による困窮
 - ・ 職を失ったことによる収入の途絶などによる困窮
 - ・ 犯罪発生場所等となった自宅から転居するための新たな住居の確保に要する費用負担などによる困窮

2 被害の潜在化

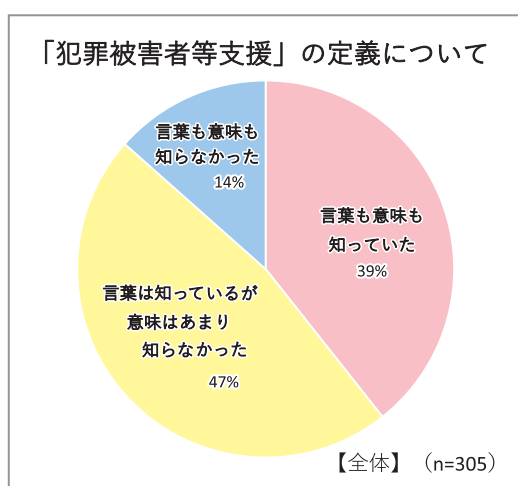
性犯罪やDVなどの被害は、羞恥心から被害に遭ったことを他人に知られたくない、自分にも落ち度があったと自分を責める、報復が怖い、などの理由から、警察に被害申告をすることをためらい、被害が潜在化する傾向にあります。

第3節 犯罪被害者等支援に関する県民の意識調査

県では、犯罪被害者等支援計画の改訂に当たり、犯罪被害者等支援に関する県民の認識度を図り、今後の施策の参考とするため、令和3年6月に県政アンケートを実施しました。

○ 犯罪被害者等支援について

「犯罪被害者等支援」とは、犯罪被害者等（犯罪等により被害を被った方及びその家族又は遺族のことをいいます。）が、その受けた被害を回復し、または軽減して、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいいます。あなたは「犯罪被害者等支援」という言葉やその意味を知っていますか。

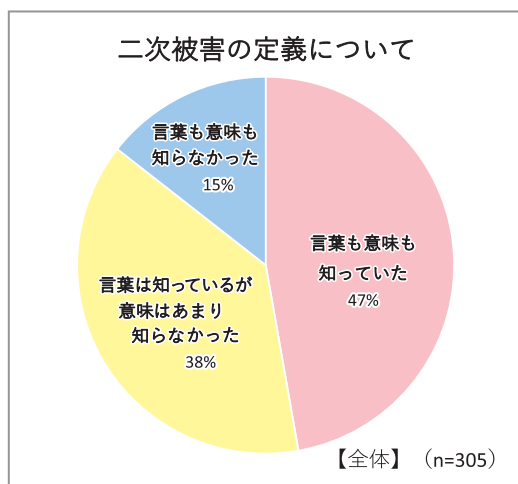


「犯罪被害者等支援」という言葉やその意味を知っていたのは全体の39%（120人）、言葉は知っているが意味はあまり知らなかったのは全体の47%（144人）、言葉や意味も知らなかったのは全体の14%（41人）となりました。

犯罪被害者等支援という言葉の認知度は85%程度ありますが、内容まで理解している県民は半数以下となっています。

○ 二次被害について

犯罪被害者等が受ける「二次被害」とは、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害のことをいいますが、あなたは「二次被害」という言葉やその意味を知っていますか。

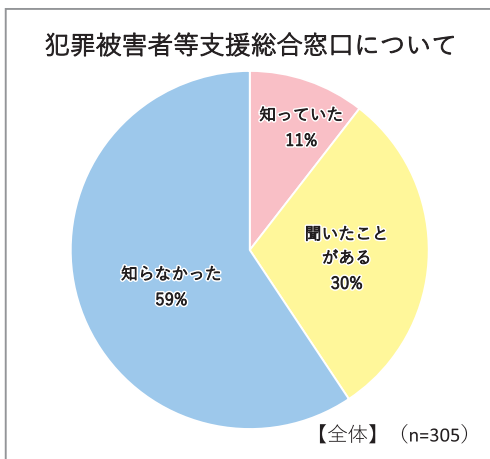


「二次被害」という言葉やその意味を知っていたのは全体の47%（144人）、言葉は知っているが意味はあまり知らなかったのは全体の38%（117人）、言葉や意味も知らなかったのは全体の15%（44人）となりました。

「二次被害」については、約半数がその言葉の意味まで理解しているとの回答がありましたので、一定の理解がすすんでいるものと認められます。

○ 総合的対応窓口の設置について

あなたは、県と全ての市町が犯罪被害者等への総合的な対応、支援を行う窓口（総合的対応窓口）を設置していることを知っていますか。

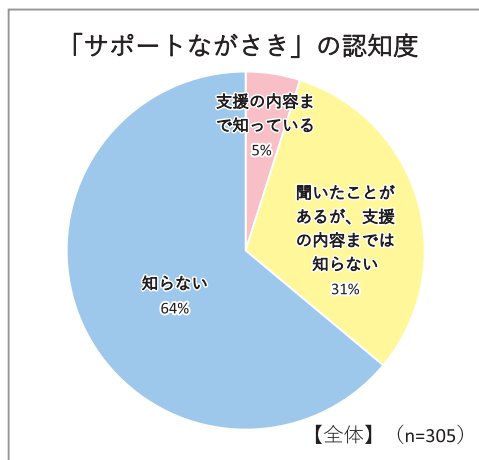


県・市町が犯罪被害者等支援の総合的対応窓口を設置していることを知っていたのは全体の11% (32人)、聞いたことがあるは全体の30% (92人)、知らなかったが全体の59% (181人) となりました。

行政が設置している犯罪被害者等支援の総合的対応窓口の認知度は、全体の4割程度にとどまっています。

○ 「サポートながさき」の認知度について

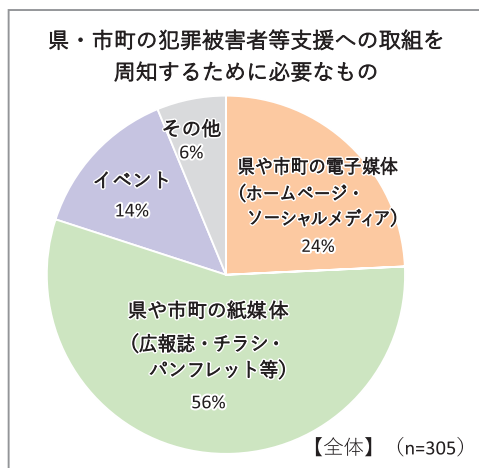
県では、性暴力被害にあった方が安心して相談し、必要な支援を受けることができる性暴力被害者のための専用窓口「サポートながさき」を設けていますが、あなたは「サポートながさき」の存在を知っていますか。当てはまるものを1つ選んでください。



「サポートながさき」の存在とその支援の内容まで知っているとの回答は全体の5% (15人)にとどまり、「聞いたことがあるが、支援の内容までは知らない」との回答が全体の31% (95人)、「知らない」との回答が全体の64% (195人) となりました。

○ 県・市町の犯罪被害者等支援への取組を周知するために必要なもの

今後、県・市町の犯罪被害者等支援への取組を広く周知するためには何が必要だと思いますか。



最も回答が多かったのが「県や市町の広報誌・チラシ・パンフレット等」であり全体の56% (170人)、次いで「県や市町のホームページ・ソーシャルメディア」が全体の24% (74人)、イベントが全体の14% (42人)と続いています。

第3章 犯罪被害者等支援の基本的考え方

第1節 重点課題

条例及び国の基本計画を踏まえ、5つの重点課題を設定し、支援のための施策を推進します。

1 支援のための体制整備への取組

被害直後から様々な困難な状況に直面する犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、全ての犯罪被害者等が、必要な時に必要な場所で情報の入手や相談を行うことができ、専門的な知識・技能に裏付けられたきめ細かな支援を受けることができるよう、県・市町や犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等と共に、途切れのない支援体制を構築していく必要があります。

また、犯罪被害者等は、被害直後から医療、福祉、住宅、雇用等の生活全般にわたる支援を必要としており、さらに、犯罪被害者等が被害から回復するためには、ときに長い時間を要し、その間、犯罪被害者等のニーズは変化し、加えて、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等により、必要な支援の内容も変わる可能性があります。

その上で、犯罪被害者等に対し、途切れのない中長期的な支援を実施するためには、県・市町及び関係機関並びに犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等が相互に連携・協力し、被害直後から様々な関係機関・団体等が協働して、重層的な支援を行うことができる体制を構築するとともに、専門的知識や技能を有する人材を育成していく必要があります。

また、犯罪被害者等がいつでも適切な支援を受けることができるよう、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等による取組等についても、適切に周知する必要があります。

2 経済的負担の軽減への取組

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった様々な被害を受けるほか、高額な医療費の負担や収入の途絶等により、経済的に困窮することも少なくありません。

また、自宅が事件現場となったことで物理的に居住困難な状況になったこと、配偶者等からの暴力(DV)事案のように加害者から逃れる必要があること等の理由から住居を移す必要が生じたり、身体的・精神的被害による仕事の能率低下や治療のための通院、刑事手続や裁判出廷等のために職場を欠勤せざるを得ない場合が生じることに対する雇用主等の無理解等の理由から雇用関係の維持に困難を来すことも少なくありません。

犯罪等により生じた損害について、第一義的責任を負うのは加害者ではありますが、加害者の損害賠償責任が果たされず、十分な賠償を受けることができないケースもあります。

犯罪被害者等が直面している経済的な困難を打開するため、被害に係る損害賠償請求制度や各種経済的支援制度の周知を図るなど、関係機関と連携して、犯罪被害者等の損害を回復し、経済的に支援するための取組を行わなければなりません。

また、犯罪被害者等が再び安定した住居において平穏な生活ができるよう居住場所を確保するための支援を行うとともに、安心して仕事を続けられるよう事業主に対する理解の促進と犯罪被害者等に対する各種就労支援を行う必要があります。

3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

犯罪被害者等の多くは、犯罪等により、その生命・身体に重大な被害を受け、多くの場合、犯罪等により直接生じる精神的・身体的・財産的被害のみならず、自らやその家族が犯罪行為等の対象となったという事実からも精神的被害を受けます。

更に、「再被害を受けたことに伴う恐怖・不安」又は「将来再被害を受けることに対する恐怖・不安」を抱く場合や捜査・公判の過程、医療、福祉の場で配慮に欠ける対応を受けたことにより、二次被害を受ける場合もあり、特に性犯罪・性暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすため、犯罪被害者等が受ける精神的・身体的被害を回復・軽減するための支援を一層充実させる必要があります。

また、児童虐待、ストーカー事案及び配偶者等からの暴力(DV)事案は、繰り返し行われて被害が深刻化することが少なくなく、生命・身体に重大な危害が及ぶ場合もあるため、被害防止対策を強化するとともに、相談につながりやすく、安全が確保され、適切に支援を受けることができるようにするための取組の一層の充実を図る必要があります。

加えて、犯罪被害者等が児童生徒であるときは、一般的に成人と比べ心身に大きな影響を受けますので、当該児童生徒の置かれた状況や発育状態等に応じて、県、市町、教育委員会等が一体となって、十分な配慮を行うとともに、周囲の児童生徒への影響にも十分配慮する必要があります。

4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

犯罪被害者等のための施策の効果は、県民の理解・協力がなければ、十分に発揮されないものであり、犯罪被害者等は、地域社会において配慮・尊重され、支えられることで初めて平穏な生活を回復することができます。

社会全体で支援を推進するためには、インターネットやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の普及にも配慮しつつ、様々な機会や媒体を通じ、学校等における教育活動、広報啓発活動等を継続的に行うなどして、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏への配慮や二次被害防止の重要性等に関する県民の理解・共感を深め、犯罪被害者等への配慮・尊重と犯罪被害者等のための施策への県民の協力を確保するための取組を推進する必要があります。

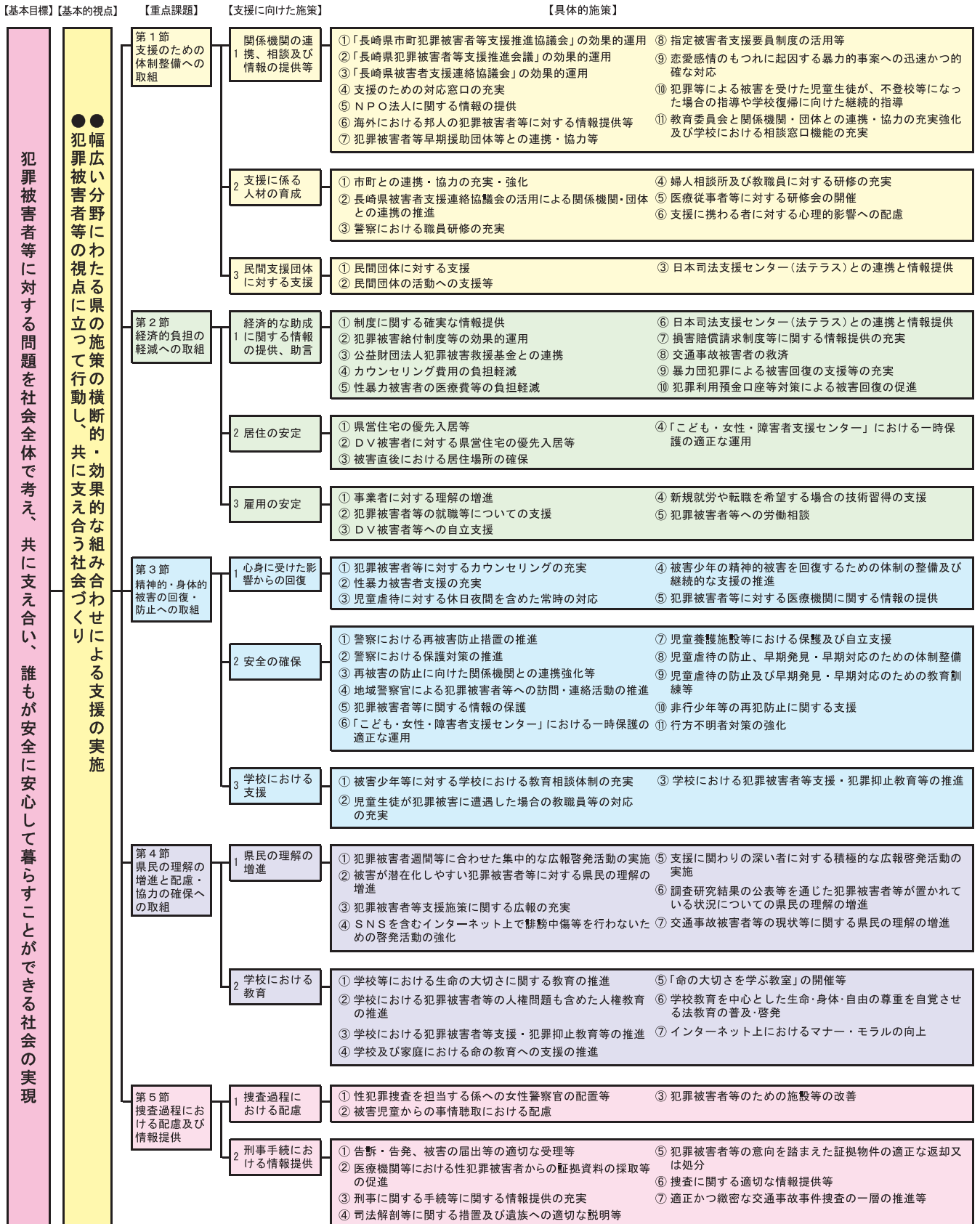
5 捜査過程における配慮及び情報提供

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的被害に加え、保護、捜査、公判等の過程で関係機関から配慮に欠けた対応をされることによって、二次被害を受けることも少なくなく、犯罪被害者等には、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害等に充分配慮した対応が必要です。

また、事件の正当な解決は、犯罪被害者等の被害の回復に不可欠であり、解決に至る過程に犯罪被害者等が関与することは、その精神的被害の回復に資する面もあることから、事件の当事者である犯罪被害者等が刑事手続等に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等への情報提供の充実を図る必要があります。

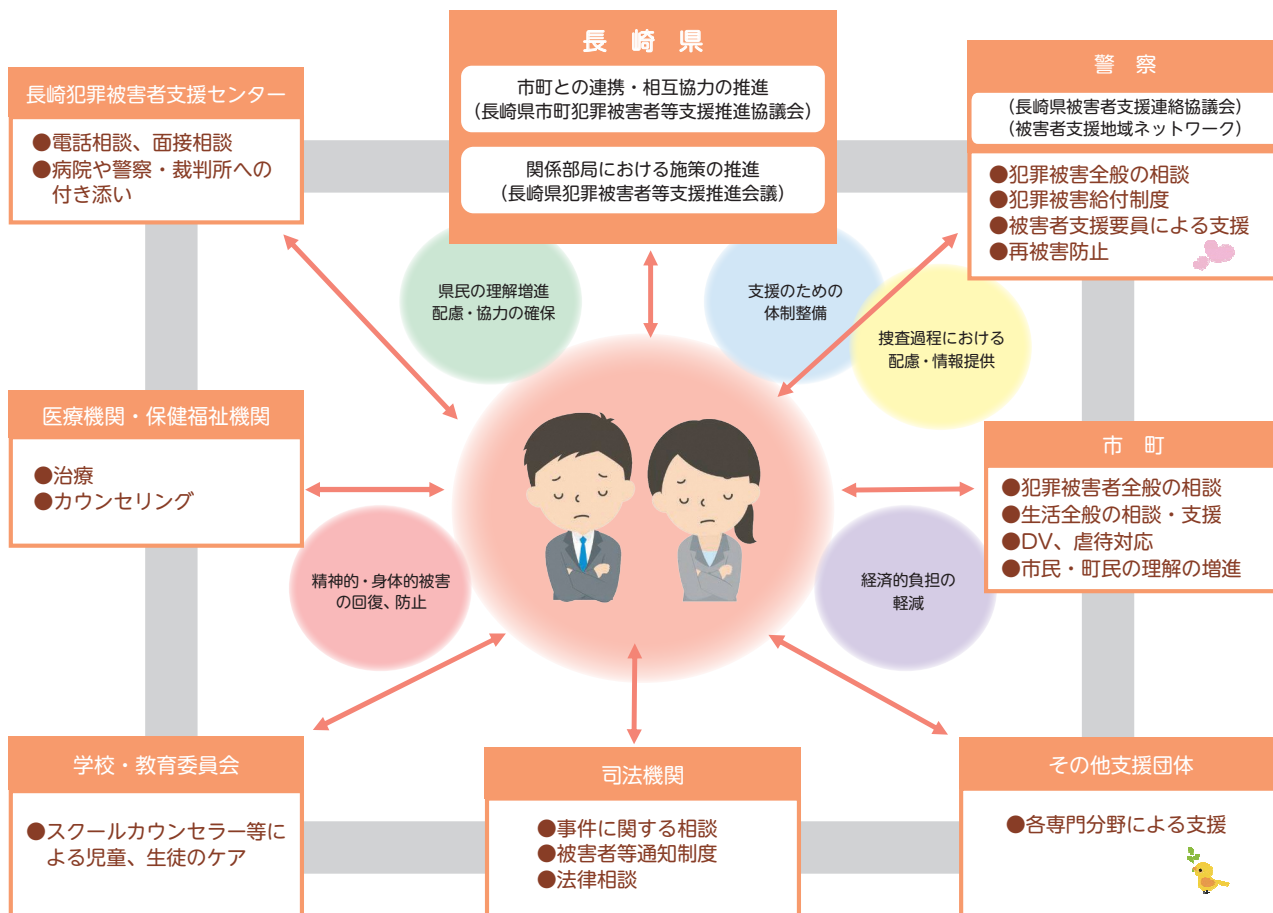
第2節 施策の体系

計画は、「犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現」を目指すため、5つの重点課題ごとに13の施策を体系化しています。



第3節 支援のイメージ

県、市町、警察、関係機関・団体が連携しながら、犯罪被害者等に寄り添い、心身の状況の変化に応じた途切れることのない支援を行っていきます。



第4章 犯罪被害者等支援に向けた施策

第1節 支援のための体制整備への取組

1 関係機関の連携、相談及び情報の提供等(条例第7条、9条、13条関係)

(1) 「長崎縣市町犯罪被害者等支援推進協議会」の効果的運用

県と市町が連携し、相互に協力して犯罪被害者等を支援することを目的に設置している「長崎縣市町犯罪被害者等支援推進協議会」を活用し、県と市町相互の情報交換と連携強化を図り、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を実施します。

(交通・地域安全課)

(2) 「長崎県犯罪被害者等支援推進会議」の効果的運用

知事部局・教育庁・警察本部が犯罪被害者等支援を連携して行うことを目的に設置している「長崎県犯罪被害者等支援推進会議」を活用し、犯罪被害者等支援に関係する部局の相互調整を図り、関係部局が連携・協力して、支援計画に基づく適切な支援を実施します。

(交通・地域安全課)

(3) 「長崎県被害者支援連絡協議会」の効果的運用

関係機関、民間団体との緊密な連携と相互協力によって、犯罪被害者等のニーズに即応した各種の支援活動を推進することを目的に設置している「長崎県被害者支援連絡協議会」を活用し、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする犯罪被害者等支援に関係する機関・団体との連携を強化するとともに、犯罪被害者等に対し、当該機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等に関する情報提供を行うよう努めます。

(警察本部)

(4) 支援のための対応窓口の充実

【交通・地域安全課】

支援に関する総合的対応窓口として、犯罪被害者等からの相談等に応じて、最も適切な専門機関への橋渡しを行うとともに、支援に関係のある機関・団体に関する必要な情報を提供します。

(交通・地域安全課)

【交通事故相談所】

交通事故によって被害を受けられた方々を支援するため、交通事故被害者からの損害賠償問題等の相談への対応や、関係機関・団体の紹介・斡旋を行います。

(交通・地域安全課)

【性暴力被害者支援「サポートながさき」】

性暴力被害者支援「サポートながさき」において、電話・面接相談、付添い、情報提供等の支援を行うとともに、関係機関・団体と連携し、医療・法律相談、カウンセリング等の必要な支援を行います。

また、全国共通短縮番号「#8891」を周知するなど積極的な広報活動を展開するとともに、性暴力被害者が被害直後から医療支援、法的支援、カウンセリング等の支援へつながるよう体制強化を図ります。

(交通・地域安全課)

【男女共同参画推進センター】

家庭、職場等における悩みについて相談に応じ、適切な関係機関を紹介します。

(男女参画・女性活躍推進室)

【人権教育啓発センター】

人権に関する悩み(SNSなどインターネット上の誹謗中傷等を含む)や研修・啓発等に関する相談の窓口としての役割を果たすとともに、専門相談機関等への的確な引継ぎができるよう連携強化を図るなど、相談機能を充実します。

(人権・同和対策課)

【消費生活センター】

消費者利益の擁護を図るとともに、悪質商法や不当な取引行為による消費者被害の救済を図るために、専門的な知識を有する相談員が必要な助言斡旋等を行います。

(食品安全・消費生活課)

【こども・女性・障害者支援センター】

「こども・女性・障害者支援センター」において児童福祉司や児童心理司等を適正に配置し、児童虐待に係る24時間相談受付体制を継続します。

(こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、
佐世保こども・女性・障害者支援センター)

【民生委員、児童委員による生活相談】

自立した生活を営むことができるよう、生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行います。

(福祉保健課)

【警察における相談体制の充実等】**ア 相談体制の充実**

全国統一の警察相談専用電話「#9110」番、少年相談等の個別の相談窓口の設置、交通事故被害者等からの適切な相談受理等の相談体制の充実を図ります。

また、犯罪被害者等の住所地や実名・匿名の別を問わず相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じ、被害者支援連絡協議会等のネットワークに参画する関係機関・団体に関する情報提供や当該関係機関・団体への引継ぎを行うなど、犯罪被害者等が相談しやすい対応及びその負担軽減を図るほか、性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応し、執務時間外においては当直等が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進します。

さらに、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待、人身取引(性的サービスや労働の強要等)事犯等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用により、これら事件の早期の認知・検挙に努め、犯罪被害者等を早期に保護します。

イ SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談対応

SNSを含むインターネット上における誹謗中傷等に関する犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、個人を誹謗中傷したり、プライバシーを侵害する書き込みについては、管理者に対する削除依頼や相談者に対する削除依頼等手続の助言指導を行うなど適切な対応を推進します。

ウ 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上

都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」等の相談窓口に関する広報等により、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上に努めます。

また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど、性犯罪被害者が早期に同団体による支援を受けやすくなるよう一層努めます。

(警察本部)

【被害少年が相談しやすい環境の整備】

被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、長崎県警察のホームページやSNS等への相談窓口の掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対する効果的な周知・広報を図るとともに、少年相談室の整備、電子メールによる相談窓口の開設等、被害少年等が相談しやすい環境の整備を図ります。

(警察本部)

【学校内における連携及び相談体制の充実】

犯罪被害を受けた児童生徒及びその保護者に対して適切な対応ができるよう、教職員に対し、相談技法の研修講座の開設、相談技法の調査研究、臨床心理士等によるカウンセリング講習会を実施するとともに、「生徒指導推進協議会」等を開催し、連携を強化して相談体制を充実します。

(児童生徒支援課、教育センター)

【教育センターにおける心理学等の専門家の設置、相談窓口の配置】

教育センターにおいて臨床心理士による委嘱相談の実施、また、相談電話「24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)」の設置による相談体制を充実します。

(児童生徒支援課、教育センター)

(5) NPO法人に関する情報の提供

県民生活環境課ホームページ内において、犯罪被害者等支援を行う団体を含むNPO法人の情報を提供します。

(県民生活環境課)

(6) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等

外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、県内に居住する遺族等や帰国する犯罪被害者等に対し、支援に関する情報提供、空港等における帰国時の出迎え等の支援に努めます。

(警察本部)

(7) 犯罪被害者等早期援助団体等との連携・協力等

犯罪被害者等に対し、支援において犯罪被害者等の秘密が守られること等を十分に説明した上で、犯罪被害者等の連絡先、相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努めます。

また、民間被害者支援団体による支援が適切に行われるよう、犯罪被害者等の実態、当該支援に資する事例、二次被害を防止するための留意事項等に関する必要な情報提供を行い、同団体の運営及び活動に協力します。

さらに、犯罪被害者等早期援助団体等の民間の団体と連携し、犯罪被害者等の要望に応じて自助グループの紹介を行います。

(警察本部)

(8) 指定被害者支援要員制度の活用等

あらかじめ指定された警察職員(指定被害者支援要員)が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、指導、助言、情報提供等を行うほか、長崎県被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介を行うなどする指定被害者支援要員制度の積極的な活用を図ります。

また、指定被害者支援要員に対し、犯罪被害者等支援において必要な知識等についての研修、教育等の充実に努めます。特に、死傷者が多数に及ぶ事案等にも迅速・確実に対応できるよう、必要に応じて指定被害者支援要員の迅速な集中運用を行うためのマニュアルの整備や訓練の実施に努めるとともに、犯罪被害者等支援の担当部門と捜査担当部門との連携強化を図ります。

(警察本部)

(9) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応

ストーカー事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応については、被害者に危害が加えられる危険性・切迫性の程度に応じ、検挙措置等による加害者の隔離を第一に検討し、関係機関・団体等と連携し、被害者の安全確保を最優先とした迅速かつ的確な対応を推進します。

(警察本部)

(10) 犯罪等による被害を受けた児童生徒が、不登校等になった場合の指導や学校復帰に向けた継続的指導

犯罪等による被害を受けた児童生徒が不登校になった場合、電話及び来所による相談を実施し、教育支援センター等が行う支援や学校復帰に伴う支援に努めるとともに、関係各機関が連携して継続的に対応します。

(児童生徒支援課、教育センター)

(11) 教育委員会と関係機関・団体との連携・協力の充実強化及び学校における相談窓口機能の充実

学校で児童生徒が被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能するよう支援するため、教育委員会等が、警察本部、「こども・女性・障害者支援センター」、犯罪被害者等早期援助団体等の関係機関・団体等との連携・協力を充実・強化します。

また、犯罪被害者等支援に係る機関及び団体の諸支援制度に関するパンフレット等を学校に備え付け、これを必要とする児童生徒等に提供するなどして、児童生徒及びその保護者等への対応等を促進します。

この場合において、犯罪被害者となった児童生徒の状況に鑑み、既存の常時利用可能な相談体制を活用しつつ、必要に応じて柔軟に対応するなど、当該児童生徒等にとって相談しやすいと考えられる適切な者が相談等の窓口になるよう十分配慮します。

(児童生徒支援課)

2 支援に係る人材の育成(条例第21条関係)

(1) 市町との連携・協力の充実・強化

犯罪被害者等のニーズに沿ったきめ細やかで途切れのない支援を実現するため、犯罪被害者等の支援に関わる市町との情報共有を図るほか、市町の支援担当職員の対応力の向上を目的とした研修や犯罪被害者等に関する窓口対応等マニュアルの作成・配布を行うなど、連携・協力の充実・強化を図ります。

(交通・地域安全課、警察本部)

(2) 長崎県被害者支援連絡協議会等の活用による関係機関・団体との連携の推進

警察本部や警察署単位で設置している長崎県被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携及び相互の協力を充実・強化し、犯罪被害者等が置かれている立場への理解を増進するための研修や、死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練等を通じて、具体的な事案に応じた対応能力の向上を図ります。

また、関係機関・団体による犯罪被害者等支援が途切れることなく行われるよう、市町をはじめ、医師会、社会福祉士会、精神保健福祉士会、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、公認心理師関連団体、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等における研修の実施に必要な協力を行い、犯罪被害者等支援に関わる職員等の意識の向上を図ります。

(警察本部)

(3) 警察における職員研修の充実

ア 各種機会における研修

採用時、昇任時及び捜査に従事する者を対象とした専科等の各種教養時に、犯罪被害者等支援の体験記等を活用しつつ、犯罪被害者等支援の意義、性犯罪被害者及び被害少年への支援要領、民間被害者支援団体との連携要領等に関する教養を行います。その際、犯罪被害者等による講演を組み込むなど、犯罪被害者等への適切な対応を確実に行うための教養の充実を図り、犯罪被害者等の二次被害の防止に努めます。

特に、犯罪被害者等支援を担当する職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための公認心理師・臨床心理士によるロールプレイング方式による演習を含む専門的な研修を行います。

イ 被害児童への聴取に関する研修

被害児童からの事情聴取に関する警察官の技能の更なる向上を図るため、事情聴取場面を設定したロールプレイング方式の実践的な研修を導入するなど、被害児童の負担軽減に配慮しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する効果的な研修の実施に努めます。

ウ 性犯罪被害者への対応に関する研修

性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び性犯罪被害者に対する支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含めた研修を行います。

工 障害者への対応に関する研修

障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど研修を行います。

(警察本部)

(4) 婦人相談所及び教職員に対する研修の充実

ア 婦人相談所等の職員への研修

夫や恋人などからの暴力問題を含め、女性が抱える様々な問題や悩みの相談に総合的な支援を行っている婦人相談所等の職員に対し、配偶者からの暴力を受けた女性の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する専門研修を行います。

イ 教職員に対する研修

教職員が犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、生徒指導推進協議会等を活用して犯罪等の被害に関する研修等を通じて教職員の理解を深め、指導力の向上に努めます。

また、虐待を受けた子供への対応、健康相談の進め方についてまとめた参考資料も活用しつつ、養護教諭の資質向上のための研修の充実を図ります。

(こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、
佐世保こども・女性・障害者支援センター、児童生徒支援課)

(5) 医療従事者等に対する研修会の開催

性暴力被害者への医療支援を行う医師、看護師等の医療従事者等を対象に研修会を開催し、性犯罪被害者への適切な対応・治療を行うために必要な、司法を含めた専門的知識と治療に関する内容の充実を図ります。

(交通・地域安全課)

(6) 支援に携わる者に対する心理的影響への配慮

支援に携わる警察職員は、犯罪被害者等と間近に接し、ときにはその感情の表出に直面することにより、極めて強いストレスを受ける場合があることから、これらの警察職員に対し、ストレスに関する教養を行うとともに、精神科医、臨床心理士等によるカウンセリングを受けさせるなど、必要な措置を講じます。

(警察本部)

3 民間支援団体に対する支援(条例第22条関係)

(1) 民間団体に対する支援

ア 人的・財政的支援等

支援を行う民間団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の手配・派遣、会場借上げ等の人的・財政的支援に努めます。

イ コーディネーター育成への支援

支援を行う民間団体に対し、犯罪被害者等が必要とする支援についての相談対応や情報提供、適切な関係機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者等に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たす民間支援員の育成を支援します。

ウ 民間非営利団体への支援

支援を行う民間非営利団体からのNPO法人格の取得申請、設立認証にかかる申請・相談に対して適切に支援します。

(交通・地域安全課、県民生活環境課、警察本部)

(2) 民間団体の活動への支援等

支援を行う民間団体が開催するシンポジウムや講演会について、その趣旨に賛同できるものにあっては、その効果の波及性等も踏まえつつ後援するなど、開催に協力するよう努めるとともに、当該シンポジウム等の開催について、事業者や市町をはじめとする公的機関に対し周知するほか、SNS等の各種広報媒体を活用して広く一般に広報するなど民間団体の活動を支援します。

(交通・地域安全課、警察本部)

(3) 日本司法支援センター(法テラス)との連携と情報提供【再掲 第2節1-(6)】

日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用について周知に努めます。

(交通・地域安全課、警察本部)

第2節 経済的負担の軽減への取組

1 経済的な助成に関する情報の提供、助言(条例第14条関係)

(1) 制度に関する確実な情報提供

犯罪被害給付制度や生活保護制度など、犯罪被害者や生活困窮者に対する既存の経済的支援制度に関して犯罪被害者等の状況に応じて確実に情報提供を行い、その経済的負担の軽減を図ります。

(交通・地域安全課)

(2) 犯罪被害給付制度等の効果的運用

犯罪被害給付制度及び市町による見舞金制度について、各種会合の機会や各種広報媒体等を活用して周知を図るとともに、制度の対象となり得る犯罪被害者等に対しては、制度に関する権利や手続について十分な教示を行います。

また、仮給付制度の効果的な運用や犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定を事案の内容に即して迅速かつ適正に行い、犯罪被害者等給付金の早期支給に努めます。

(警察本部)

(3) 公益財団法人犯罪被害救援基金との連携

犯罪被害給付制度等の公的制度による救済の対象とならない犯罪被害者等で、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められるものについては、公益財団法人犯罪被害救援基金と連携し、同基金が行う支援金支給事業による救済に努めます。

(警察本部)

(4) カウンセリング費用の負担軽減

カウンセリング費用の公費支出制度が積極的に運用されるよう努めるとともに、同制度の周知に努めます。

(警察本部)

(5) 性暴力被害者の医療費等の負担軽減

ア 「サポートながさき」における医療費の助成制度

性暴力被害者の相談窓口である性暴力被害者支援「サポートながさき」において、緊急避妊、人工妊娠中絶及び性感染症等の検査に要する費用、初診料、診断書料等の性犯罪被害者に必要と認められた医療措置等を助成します。

また、緊急避妊等の助成制度が効果的に運用されるよう、各種広報媒体を用いて医療費の助成制度の広報活動に努めます。

イ 公費支出制度の活用と周知

警察に届出のあった性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用の公費支出制度の活用を積極的に推進するとともに、これらの制度を周知します。

(交通・地域安全課、警察本部)

(6) 日本司法支援センター(法テラス)との連携と情報提供【再掲 第1節3-(3)】

日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用について周知に努めます。

(交通・地域安全課、警察本部)

(7) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子・パンフレット等の内容の充実を図ります。

また、当該冊子・パンフレット等を警察本部、警察署、運転免許センターの窓口等の来訪者の目に触れやすい場所に備え付けるとともに、各種会合の機会や各種広報媒体等を活用し、当該制度を周知します。

(警察本部)

(8) 交通事故被害者の救済

交通事故相談所において、交通事故被害者からの損害賠償問題等の相談対応及び関係機関・団体の紹介・斡旋を行います。

(交通・地域安全課)

(9) 暴力団犯罪による被害回復の支援等の充実

長崎県暴力追放運動推進センター、長崎県弁護士会の民事介入暴力対策委員会等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者等による損害賠償請求に対する支援等の充実を図ります。

(警察本部)

(10) 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進

預金口座等への振込みを利用して行われる特殊詐欺等の犯罪行為の被害者に対して被害回復分配金が適切に支払われるよう、金融機関に対し、預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うとともに、犯罪被害者等に対し、被害回復に資する各種制度を教示するなど情報提供を行います。

(警察本部)

2 居住の安定(条例第17条関係)

(1) 県営住宅の優先入居等

犯罪被害者等への県営住宅の優先入居及び目的外使用について、必要な措置を講じるほか、市町公営住宅についても、長崎県都市住宅問題連絡協議会を通じて市町との連携強化を図りながら周知します。

また、民間賃貸住宅に対しては、「住宅セーフティネット制度」において、居住支援協議会や居住支援法人によるマッチングや入居支援を推進します。

さらに、犯罪被害者等支援に関する広報資料により、県営住宅指定管理者である長崎県住宅供給公社への来庁者等に優先入居等について情報提供します。

(住宅課)

(2) DV被害者に対する県営住宅の優先入居等

DV被害者への県営住宅の優先入居及び目的外使用について、必要な措置を講じます。

(住宅課、こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター)

(3) 被害直後における居住場所の確保

自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者等が利用できる避難場所を提供する制度や避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費の公費支出制度を積極的に運用します。

(警察本部)

(4) 「こども・女性・障害者支援センター」における一時保護の適正な運用【再掲 第3節2-(6)】

児童虐待、DV等の再被害防止の観点から、犯罪被害者等を適切に保護します。

(こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター)

3 雇用の安定(条例第18条関係)

(1) 事業者に対する理解の増進

犯罪被害者等は、被害による心身の不調による仕事の能率の低下や対人関係の支障に陥るほか、治療のための通院や裁判への出廷等のための欠勤を余儀なくされることも少なくないため、これら犯罪被害者等の置かれている状況について、各種行事や事業者の団体等を通じて情報提供、啓発活動等を行い、犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解の増進を図ります。

(交通・地域安全課)

(2) 犯罪被害者等の就職等についての支援

長崎県人材活躍支援センターにおいて、長崎労働局（ハローワーク）との連携のもと、犯罪被害者等を含む求職者に対して、きめ細やかな就業支援を行います。

(雇用労働政策課)

(3) DV被害者等への自立支援

DV被害者等への自立支援については、長崎労働局との一体的事業（アクションプラン）により、ハローワークの職員が「長崎こども・女性・障害者支援センター」へ常駐し支援するとともに、ひとり親家庭への支援事業を活用し、就労促進を図ります。

(こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター、福祉事務所)

(4) 新規就労や転職を希望する場合の技術習得の支援

新規就労や転職を希望する場合、高等技術専門学校等で実施する職業訓練を活用した支援を行います。

(雇用労働政策課、長崎高等技術専門学校、佐世保高等技術専門学校)

(5) 犯罪被害者等への労働相談

犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関し、県の労働相談情報センターにおいて、専門の相談員が情報提供、相談対応等を行います。

(雇用労働政策課)

第3節 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 心身に受けた影響からの回復（条例第15条関係）

(1) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実

公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの確実かつ十分な配置に努めるとともに、カウンセリング技能を有する警察職員に対し、専門的な研修を実施することにより、その技術・能力の向上に努め、当該職員を積極的に活用し、犯罪被害者等に対するカウンセリングを行います。

また、部外の精神科医、公認心理師、臨床心理士等を活用するなどして、犯罪被害者等がその要望に応じて適切なカウンセリングを受けられるよう配慮します。

(警察本部)

(2) 性暴力被害者支援の充実

支援窓口である性暴力被害者支援「サポートながさき」において、電話・面接相談、付添い、情報提供などの支援を行うとともに、関係機関・団体と連携し、医療・法律相談、カウンセリング等の必要な支援を行います。

また、市町に対しワンストップ支援センターに関する情報提供を行うほか、性犯罪・性暴力被害者支援の充実のため、ワンストップ支援センターにおける取組事例を含めた資料の提供に努めます。

(交通・地域安全課、警察本部)

(3) 児童虐待に対する休日夜間を含めた常時の対応

「こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）」では虐待通告に対する土日を含めた24時間365日受付体制をとっており、通告があれば原則24時間以内に児童の安全確認を行い、必要に応じ児童を緊急保護します。

(こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、
佐世保こども・女性・障害者支援センター)

(4) 被害少年の精神的被害を回復するための体制の整備及び継続的な支援の推進

被害少年の継続的な支援を行う少年補導職員及び少年相談専門職員に対し、講習、研修等を実施することにより、カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得させるよう努めるとともに、専門的能力を備えた職員の配置に努めます。

また、被害少年に対し、保護者の同意を得た上で、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体への紹介を行うとともに、少年補導職員等が臨床心理士等の専門家の助言を受けつつカウンセリングを実施するなど、継続的な支援を推進します。

(警察本部)

(5) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の提供

医療機関を利用しやすいよう、医療機関の医療機能に関する情報をウェブサイト上で提供するとともに、県立保健所等において医療に関する相談等に対応します。

(医療政策課、障害福祉課、県立保健所)

2 安全の確保(条例第16条関係)

(1) 警察における再被害防止措置の推進

ア 子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止

13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、法務省から情報提供を受け、定期的な所在確認を行います。

また、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うとともに、関係機関・団体との連携強化に努めます。

イ 再被害防止措置の推進

同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定し、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体と緊密に連携して、再被害の防止に資する情報を再被害防止対象者に適切に提供するとともに、非常時の通報要領、自主警戒の方法等について防犯指導を行います。

また、必要に応じて緊急通報装置を貸与し、又は警戒措置を講ずるなどして、再被害防止措置を推進します。

更に、再被害の防止への配慮が必要な場合には、関係機関と連携し、犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努めます。

(警察本部)

(2) 警察における保護対策の推進

暴力団等による危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受ける恐れのある者を保護対象者として指定し、危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進します。

(警察本部)

(3) 再被害の防止に向けた関係機関との連携強化等

配偶者等からの暴力(DV)事案等の被害者、人身取引(性的サービスや労働の強要等)事犯の被害者、児童虐待の被害児童等を保護し、これらの者に対する再被害を防止するため、警察本部、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、児童相談所等の連携を強化します。

また、学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、学校をはじめとする関係機関・団体との連絡体制や学校警察連絡協議会等の組織の活用を図るとともに、加害少年やその保護者に対する非行防止や立ち直り支援のための助言、指導等の充実を図ります。

(こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター、児童生徒支援課、警察本部)

(4) 地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進

捜査部門との緊密な連携を図りつつ、犯罪被害者等の心情に十分配慮し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者等からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動を効果的に推進します。

(警察本部)

(5) 犯罪被害者等に関する情報の保護

犯罪被害者の氏名の発表に当たっては、匿名発表を望む犯罪被害者等の意見と、報道の自由や国民の知る権利を理由として実名発表を望むマスコミの要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。

また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めます。

(警察本部)

(6) 「こども・女性・障害者支援センター」における一時保護の適正な運用【再掲 第2節2-(4)】

児童虐待、DV等の再被害防止の観点から、犯罪被害者等を適切に保護します。

(こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、
佐世保こども・女性・障害者支援センター)

(7) 児童養護施設等における保護及び自立支援

必要により、犯罪被害を受けた子供の保護を、児童養護施設等で行うとともに、自立への支援を行います。

(こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、
佐世保こども・女性・障害者支援センター)

(8) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備

ア 「要保護児童対策地域協議会」を中心として地域における児童虐待の早期発見、早期対応を行います。

また、近年増加している児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(面前DV)に適切に対応するため、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の連携を強化します。

イ 児童相談所の一時保護所への学習指導員の配置を継続し、一時保護児童が適切に教育を受けることができる機会を保障します。

また、婦人相談所の一時保護所及び婦人保護施設における訪問教育を継続し、配偶者等からの暴力事案の被害者等に同伴する児童が適切に教育を受けることができる機会を保障します。

ウ 幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等に対して児童虐待の早期発見、早期対応の呼び掛けを行います。

また、教職員が児童虐待に適切に対応できるよう、教職員の児童相談所等への通告義務について周知徹底を図り、児童虐待の早期発見・早期対応のための体制整備や的確な対応を促すとともに、児童相談所や市町虐待対応課職員との合同研修への参加等を促します。

(こども未来課、こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター、児童生徒支援課)

(9) 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための教育訓練等

児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、児童虐待に関する警察職員の専門的知識・技能の向上に努めるとともに、警察本部に設置された児童虐待対策官を、児童相談所等の関係機関との連携、児童虐待への専門的な対応に関する警察職員に対する指導等の業務に従事させるなど、児童虐待への対応力の強化を図ります。

(警察本部)

(10) 非行少年等の再犯防止に関する支援

非行少年等の立ち直り支援のため、児童福祉司による在宅指導や児童自立支援施設への入所等を行います。

(こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター、開成学園)

(11) 行方不明者対策の強化

行方不明者届が出された者のうち、生命又は身体に危害が生じているおそれのある者等について、その行方に関する情報収集及び必要な探索・捜査を行うとともに、関係機関・団体に協力を求めるなど、行方不明者を早期に発見・保護するための措置を講じます。

(警察本部)

3 学校における支援(条例第20条関係)

(1) 被害少年等に対する学校における教育相談体制の充実

被害少年等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを機能させるための取組や、犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上を図ることにより、学校における相談体制を充実します。

また、学校内外で、危機的な事件・事故が発生した場合、心のケアを行う専門家チームを派遣し、二次被害の拡大防止や児童生徒の心のケアを行います。

さらに、犯罪等による被害を受けた児童生徒一人一人に対するきめ細かな学習支援を促進します。

(障害福祉課、長崎こども・女性・障害者支援センター、
佐世保こども・女性・障害者支援センター、義務教育課、
高校教育課、特別支援教育課、児童生徒支援課)

(2) 児童生徒が犯罪被害に遭遇した場合の教職員等の対応の充実

教職員に対して、危機対応の研修等の充実に努めるとともに、教職員で役割分担を決めるなど、実際に児童生徒が犯罪被害に遭遇した場合の対応を充実します。

(児童生徒支援課)

(3) 学校における犯罪被害者等支援・犯罪抑止教育等の推進【再掲 第4節2-(3)】

学校において、教職員に対し、犯罪被害者等支援対策の必要性を周知するとともに、児童生徒に対する防犯教室の開催等、犯罪抑止のための教育を充実し、暴力被害を未然に防止します。

(児童生徒支援課)

第4節 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 県民の理解の増進(条例第19条関係)

(1) 犯罪被害者週間等に合わせた集中的な広報啓発活動の実施

支援に関わる行政機関・団体の協力を得て、「犯罪被害者週間」(毎年11月25日から12月1日まで)に合わせて広報啓発活動を集中的に実施するとともに、市町に対し、当該週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための広報啓発活動を集中的に実施するよう働きかけます。

また、下記の犯罪被害者等施策の関係する特定の期間において広報啓発活動を実施します。

ア 女性に対する暴力をなくす運動

「女性に対する暴力をなくす運動」(毎年11月)において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するための広報啓発活動を行います。

イ 全国交通安全運動

各季の全国交通安全運動の期間を中心に、交通事故被害者等の理解と協力を得つつ、交通事故被害者等の現状等に関する理解の増進に努めます。

ウ 長崎県人権・同和問題啓発強調月間

「長崎県人権・同和問題啓発強調月間」(毎年11月11日から12月10日まで)を中心に、様々な広報媒体を活用し、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めるための広報啓発活動を行います。

エ 児童虐待防止推進月間

体罰によらない子育てや児童虐待の現状及びその防止に向けた取組を広く県民に周知するため、犯罪被害者等の支援を行う機関と連携し、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」に、全世帯広報誌への記事掲載、各種イベント等での啓発による集中的な広報啓発活動を実施します。

オ 若年層の性暴力被害予防月間

「若年層の性暴力被害予防月間」(毎年4月)中に、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用し、性暴力の加害者にも被害者にもならないための広報啓発活動を効果的に展開します。

(交通・地域安全課、男女参画・女性活躍推進室、
人権・同和对策課、こども家庭課、警察本部)

(2) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する県民の理解の増進

シンポジウムや講演会等の様々な機会を通じて、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童(その兄弟姉妹を含む。)及び障害者をはじめ被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、県民の理解の増進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の醸成に努めます。

(交通・地域安全課、警察本部)

(3) 犯罪被害者等支援施策に関する広報の充実

広く県民に犯罪被害者等支援に対する関心をもってもらうため、ウェブサイト・SNS等の活用といった広報の手法や媒体の多様化に努め、効果的な広報を行います。

また、市町や関係機関、民間の支援団体と連携し、街頭キャンペーン、討論会の開催、各種会合での講話等を行うほか、広報啓発用のパンフレット、県や県警察のホームページ、SNSなど様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や当該状況を踏まえた施策の重要性、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者支援について考える機会を提供し、犯罪被害者等支援の気運を高めます。

(交通・地域安全課、警察本部)

(4) SNSを含むインターネット上で誹謗中傷等を行わないための啓発活動の強化

SNSを含むインターネット上において、個人を誹謗中傷するなど、人権やプライバシーを侵害する書き込み等を行わないよう、青少年の育成活動、サイバーセキュリティ講話等において啓発活動を推進します。

(人権・同和対策課、交通・地域安全課、警察本部)

(5) 支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発活動の実施

支援に関わりの深い医療、福祉、教育及び法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等に関する広報啓発活動を積極的に実施し、その理解の増進を図ります。

(警察本部)

(6) 調査研究結果の公表等を通じた犯罪被害者等が置かれている状況についての県民の理解の増進

犯罪被害者等に関する調査研究を実施した場合には、当該調査研究の結果を公表するなどして、犯罪被害者等が置かれている状況についての県民の理解を増進するための広報啓発活動に活用します。

(警察本部)

(7) 交通事故被害者等の現状等に関する県民の理解の増進

交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子・パンフレット等を作成し交通安全講習会で配布するほか、交通安全の集い等で交通事故被害者等による講演を実施するとともに、運転者等に対する各種講習の中で交通事故被害者等の切実な声が反映されたビデオ、手記等の活用や事故類型、年齢層別等交通事故に関する様々なデータの公表等により、交通事故被害者等の現状、交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努めます。

(警察本部)

2 学校における教育(条例第20条関係)

(1) 学校等における生命の大切さに関する教育の推進

幼児教育や学校教育において、生命の尊さについて理解し、尊重するための教育を推進します。
(学事振興課、こども未来課、児童生徒支援課)

(2) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

長崎県人権教育基本方針及び長崎県人権教育・啓発基本計画に基づき、人権教育を推進していく中で、犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の取組を推進します。
(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)

(3) 学校における犯罪被害者等支援・犯罪抑止教育等の推進【再掲 第3節3-(3)】

学校において、教職員に対し、犯罪被害者等支援対策の必要性を周知するとともに、児童生徒に対する防犯教室の開催等、犯罪抑止のための教育を充実し、暴力被害を未然に防止します。
(児童生徒支援課)

(4) 学校及び家庭における命の教育への支援の推進

学校・家庭が連携し、生命の大切さを実感させる意義等を学ぶ教育の推進に努めます。
(こども未来課、児童生徒支援課)

(5) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催等

中学生・高校生等を対象に、犯罪被害者等が講演者となり、子供を亡くした親の思いや命の大切さ等を直接生徒に語りかける講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催や、命の大切さに関する自らの考えや意見等についての作文を募る「[大切な命を守る]全国中学・高校生作文コンクール」を通じて、犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努めます。

また、犯罪被害者等支援に係る社会参加活動に関する大学生の理解を増進するため、大学等との連携を強化し、大学生ボランティアの周知、活用及び活動への支援並びに大学生に対する犯罪被害者等支援に関する講義等を積極的に推進するとともに、広く国民の参加を募って犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図ります。

(児童生徒支援課、警察本部)

(6) 学校教育を中心とした生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

法により、自分を守り、他人を等しく尊重することを体得させることを通じ、他人の生命、身体を傷つけてはならないことを自覚させることにつながるよう、関係機関による取組を推進します。
(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)

(7) インターネット上におけるマナー・モラルの向上

学校において児童生徒の適切な情報モラルの醸成に努め、SNSを含むインターネット利用時の規範意識を高めます。

(学事振興課、こども未来課、児童生徒支援課)

第5節 捜査過程における配慮及び情報提供

1 捜査過程における配慮

(1) 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等

性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進するとともに、性犯罪捜査専科の実施等により、性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図ります。

また、産婦人科医会、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等との連携強化に努め、その活動への県民の理解を増進し、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を強化します。

(警察本部)

(2) 被害児童からの事情聴取における配慮

被害児童の負担軽減及び信用性の高い供述の確保のため、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が事情聴取を行う取組を実施するほか、事情聴取の場所、回数、方法等に配慮するなど、被害児童に十分配慮した取組を進めます。

(警察本部)

(3) 犯罪被害者等のための施設等の改善

被害者用事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るとともに、犯罪被害者等の心情に配慮した照明や内装にするなど、犯罪被害者等のための施設等の改善を図ります。

(警察本部)

2 刑事手続における情報提供

(1) 告訴・告発、被害の届出等の適切な受理等

告訴・告発について、必要に応じて直ちに聴取・検討を行った上で、迅速に受理するよう努めるとともに、犯罪被害者等からの被害の届出については、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するなど、犯罪被害者等の視点に立って適切に対応します。

また、犯罪としての立件措置の可否とは別に、事案の状況に応じ、加害者に対する指導・警告による被害拡大防止について検討するとともに、捜査部門以外の部門や他の関係機関による対応が適切なものについては確実に引き継ぐなど、必要な措置を講じます。

(警察本部)

(2) 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進

医療機関等において、警察への被害の届出前の性犯罪被害者からの証拠資料の採取が適切に行われ、当該証拠資料が性犯罪被害者のプライバシーの保護に配慮した上で適切に保管されるよう、証拠資料の採取・保管に必要な資機材の整備及び関係機関への働き掛けを行い、性犯罪被害者による警察への被害の届出前に証拠資料が滅失することのないよう努めます。

また、産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして、性犯罪被害者からの証拠資料の採取の方法を医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲で、医療機関等で採取した証拠資料の鑑定状況に関する情報を提供します。

(警察本部)

(3) 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実

犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続、少年保護事件の手続、警察その他の犯罪被害者等支援に関係する機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく解説した「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努めます。

また、外国語版の「被害者の手引」について、必要に応じて内容の充実及び見直しを図り、その確実な配布やウェブサイトにおける紹介に努めるとともに、外国人を対象とする防犯教室、自治体の外国人向け広報誌等を通じ、警察の犯罪被害者等施策について周知します。

(警察本部)

(4) 司法解剖等に関する措置及び遺族への適切な説明等

検視及び司法解剖に関し、パンフレットの作成・配布により、遺族に対し、その目的、手続等に関する適切な説明を実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努めるほか、司法解剖後の遺体搬送費の公費支出制度の積極的な活用を図ります。

また、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対する死者の臓器等の適切な返還手続等について検討を行います。

(警察本部)

(5) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分

証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないよう留意し、その証拠価値の保全に努めるとともに、検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、当該物件の還付方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努めます。

(警察本部)

(6) 捜査に関する適切な情報提供等

捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努めます。その際、被害者連絡責任者及び被害者連絡担当係を指定し、犯罪被害者等に対する連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるよう、必要な措置を講じます。

また、被害者連絡等を通じて把握した犯罪被害者等の状況や要望のうち、他の関係機関や民間被害者支援団体と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得て情報提供を行うなど犯罪被害者等の支援の必要に応じ関係機関・団体との連携を図ります。

(警察本部)

(7) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等

重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験の豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、捜査員に対する各種研修の充実に努めます。

また、被害者連絡調整官等の適切な運用、簡略化した捜査書類の的確な運用等により、交通事故被害者等の心情に十分配慮した取組を一層推進し、交通事故被害者等の負担軽減を図ります。

(警察本部)

第5章 資料編**1. 犯罪被害者等基本法(平成16年12月8日法律第161号)**

最終改正：平成27年9月11日法律第66号

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則**(目的)**

第1条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成16年法律第74号)第13条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策**(相談及び情報の提供等)**

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第12条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第14条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第15条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第16条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第17条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第18条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗(ちよく)状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第20条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第21条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第22条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第23条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第3章 犯罪被害者等施策推進会議**(設置及び所掌事務)**

第24条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第25条 会議は、会長及び委員10人以内をもって組織する。

(会長)

第26条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第27条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 国家公安委員会委員長
- (2) 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (3) 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第3号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第28条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第3号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第29条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第30条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(平成17年政令第67号により平成17年4月1日から施行)

附 則(平成26年6月25日法律第79号)抄

(施行期日等)

第1条 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則(平成27年9月11日法律第66号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2. 長崎県内の犯罪被害者等支援条例

(1) 県の犯罪被害者等支援条例

長崎県犯罪被害者等支援条例(令和元年7月16日長崎県条例第6号)

目次

第1章 総則(第1条-第12条)

第2章 基本的施策(第13条-第22条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、市町、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、県が実施する犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を県民が共有し、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減して、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する団体をいう。)その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、全ての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、市町及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労に十分に配慮するよう努めるものとする。

(市町の責務等)

第7条 市町は、基本理念にのっとり、地域の状況に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県は、市町が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

(民間支援団体の責務)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識又は経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を総合的に実施するための窓口を設置し、犯罪被害者等支援に関係する部局等が連携し、相互に協力して適切な支援を実施するものとする。

2 県は、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

3 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体と協力して、当該事案に対応するための支援の態勢を整え、必要な緊急の支援を実施するものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する計画)

第10条 県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画(以下この条において「支援計画」という。)を定めるものとする。

2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- (2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

3 県は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、支援計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第11条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第12条 県は、毎年度、犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第2章 基本的施策**(相談及び情報の提供等)**

第13条 県は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第14条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第15条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第16条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第17条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅(長崎県営住宅条例(平成9年長崎県条例第31号)第2条第5号に規定する県営住宅をいう。)への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第18条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等支援を推進できるよう、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第19条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性等について県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育と支援)

第20条 県は、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性等について理解を深めることに資する教育が行われるよう、講師の派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等が児童又は生徒であるときは、当該犯罪被害者等の状況に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。

(人材の育成)

第21条 県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援の充実を図るため、県及び市町の職員、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な施策を講じ、犯罪被害者等支援を担う人材の育成に努めるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第22条 県は、民間支援団体その他の関係する者が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 市町の犯罪被害者等支援条例一覧表

令和4年3月時点

市町名	担当課 (総合的対応窓口)	条例名	施行日	基本理念	市町の責務	市町民の責務	連携協力(含体制整備)	基本的施策										警察署等との連携協定の締結状況				
								相談及び情報の提供	経済的支援	心身に受けた影響からの回復	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	人材の育成	学校における教育及び支援					
長崎市	自治振興課	長崎市犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐世保市	市民安全安心課	佐世保市犯罪被害者等支援条例	平成30年4月1日	-	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	-	-	○
島原市	市民協働課	島原市犯罪被害者等支援条例	令和元年7月12日	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-	-	○
諫早市	生活安全交通課	諫早市犯罪被害者等支援条例	令和3年10月1日	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-	-	○
大村市	安全対策課	大村市犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○
平戸市	市民課	平戸市犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-	-	○
松浦市	市民生活課	松浦市犯罪被害者等支援条例	令和2年6月26日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-	-	○
対馬市	総務課	対馬市犯罪被害者等支援条例	令和2年9月18日	-	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-	○	-	-	○
壱岐市	危機管理課	壱岐市犯罪被害者等支援条例	平成31年4月1日	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-	-	○
五島市	総務課	五島市犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-	-	○
西海市	市民課	西海市犯罪被害者等支援条例	令和元年12月24日	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-	-	○
雲仙市	市民安全課	雲仙市犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-	-	○
南島原市	市民課	南島原市犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-	-	○
長与町	地域安全課	長与町犯罪被害者等の支援に関する条例	令和2年4月1日	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	-	○
時津町	総務課	時津町犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	-	○	-	-	○
東彼杵町	総務課	東彼杵町犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○
川棚町	総務課	川棚町犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○
波佐見町	総務課	波佐見町犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○
小値賀町	総務課	小値賀町犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-	-	○
佐々町	総務課	佐々町犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-	-	○
新上五島町	総務課	新上五島町犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-	-	○

3. 犯罪被害者等支援の経緯

年 月 日		で き ご と	
1974年 (昭和49年)	8月30日	三菱重工ビル爆破事件	○同事件をめぐる犯罪被害給付制度の必要性が論議された
1980年 (昭和55年)	5月1日	「犯罪被害者等給付金支給法」公布 (昭和56年1月1日施行)	○通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に障害を負わされた被害者等に対して、被害者等の精神的、経済的打撃の緩和を図るため、社会の連帯共助の精神に基づき、給付金を支給
1981年 (昭和56年)	5月21日	財団法人犯罪被害救援基金設立	
1985年 (昭和60年)	8月26日	「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第7回国際連合会議」において「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」を採択	○被害者は、その尊厳に対し共感と敬意をもって扱われるべきであること ○被害者が必要な物質的、医療的、精神的、社会的援助を受けられるようにし、その情報を被害者に提供すべきこと ○各国政府における適切な制度整備を求めるもの
1996年 (平成8年)	2月1日	警察庁が「被害者対策要綱」を制定	○警察が、被害者の置かれている現状を踏まえ、被害者の視点に立った各種の施策を総合的に推進するに当たっての当面の基本的指針を定めることを目的とする
1998年 (平成10年)		「長崎県被害者支援連絡協議会」の設置(事務局：警察本部)	○関係機関・団体が連携して被害者等を支援するためのネットワーク構築
1999年 (平成11年)	4月1日	検察庁における被害者等通知制度の実施	○受理した全ての事件について、被害者、親族及びその代理人等並びに目撃者等の参考人を通知対象とする ○通知内容は、事件の処分結果、公判期日、裁判結果等
	5月26日	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」公布(11月1日施行)	
		長崎県警察本部に「被害者対策室」を設置 (平成16年、「犯罪被害者支援室」に改称)	

年 月 日		で き ご と	
2000年 (平成12年)	5月19日	刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律公布	○性犯罪の告訴期間の撤廃及び検察審査会への審査申立権者の範囲拡大等(6月8日施行) ○証人への付添いや遮へい措置の導入(11月1日施行) ○ビデオリンク方式による証人尋問の導入(平成13年6月1日施行)
	5月19日	犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律公布(11月1日施行)	○犯罪被害者等の公判手続の傍聴に対する裁判長の配慮義務 ○犯罪被害者等による公判記録の閲覧・謄写を可能とする制度の導入 ○民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解
	5月24日	児童虐待の防止等に関する法律公布(11月20日施行)	○児童虐待の定義 ○早期発見努力、通告義務 ○警察への援助要請
	5月24日	ストーカー行為等の規制等に関する法律公布(11月24日施行)	○「つきまとい等」の規制 ○「ストーカー行為」に対する罰則
	12月6日	少年法等の一部を改正する法律公布(平成13年4月1日施行)	○刑事処分可能年齢引下げ ○被害者等の申出による意見の聴取 ○被害者通知制度 ○被害者等による記録の閲覧・謄写
2001年 (平成13年)	4月13日	「犯罪被害者等給付金支給法」を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改正	○障害給付金の支給対象範囲の拡大や重傷病給付金の創設(7月1日施行) ○犯罪被害者等早期援助団体を指定する制度の創設(平成14年4月1日施行)
	4月13日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律公布(10月13日施行、一部は平成14年4月1日施行)	○配偶者からの暴力の定義 ○配偶者暴力相談支援センターの業務 ○被害者の保護 ○保護命令に関する規定
2003年 (平成15年)	6月6日	NPO法人長崎被害者支援センター設置(県内で初の民間支援団体)	
2004年 (平成16年)	4月14日	児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律公布(10月1日施行)	○虐待対象、通告義務拡大等

年 月 日		で き ご と	
2004年 (平成16年)	5月28日	刑事訴訟法等の一部を改正する法律公布(平成21年5月21日施行)	○再度の起訴相当議決による強制起訴制度の導入
	6月2日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律公布(12月2日施行)	○暴力の定義の改正 ○被害者の自立支援を国・地方公共団体の責務として明記 ○保護命令適用範囲の拡大 ○退去命令期間の延長 ○接近禁止の対象等拡大
	6月18日	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律公布(7月8日施行)	
	12月8日	「犯罪被害者等基本法」公布(平成17年4月1日施行)	○犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定 ○国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定
2005年 (平成17年)	12月27日	「犯罪被害者等基本計画」閣議決定	
2006年 (平成18年)	4月1日	犯罪被害給付制度改正(施行令・施行規則改正)	○重傷病給付金の支給要件緩和 ○支給対象期間の延長 ○親族間犯罪における支給制限の緩和
	4月10日	日本司法支援センター(法テラス)設立	
	6月21日	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律公布(12月1日施行)	
	9月4日	長崎県犯罪被害者等支援庁内連絡会議を設置(総合窓口：県民安全課)	
	10月2日	法テラス業務開始(犯罪被害者支援業務開始)	○犯罪被害者支援ダイヤル等における法制度の紹介や相談窓口の案内 ○犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
2007年 (平成19年)	6月1日	児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律公布(平成20年4月1日施行)	○関係機関同士が要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う「要保護児童対策地域協議会」の設置を努力義務化

年 月 日		で き ご と	
2007年 (平成19年)	6月15日	更生保護法公布(12月1日施行)	○保護観察対象者に犯罪被害者等に関する心情等を伝達する制度、仮釈放等審理において犯罪被害者等の意見等を聴取する制度を導入
	6月27日	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律公布	
	6月27日	「刑事訴訟法」の改正	○犯罪被害者等の刑事裁判への参加、証人への尋問、被告人への質問、求刑等意見陳述制度の新設及び被害者等に関する情報の保護
	6月27日	犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の改正	○犯罪被害者等による損害賠償請求に関し、刑事手続の成果を利用する損害賠償命令制度の創設(平成20年12月1日施行) ○刑事裁判手続における犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度の創設、公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大等(12月26日施行)
	6月27日	「民事訴訟法」の改正	○証人尋問及び当事者尋問の際の付添い、遮へい及びビデオリンク方式の導入の改正(平成20年4月1日施行)
	7月11日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律公布(平成20年1月11日施行)	○市町村における基本計画策定の努力義務化 ○配偶者暴力相談支援センター業務の充実 ○保護命令制度拡充 ○禁止行為(電話等によるつきまとい)、暴力の対象(生命に関わる暴言)等拡大
	10月1日	法テラス関連業務	○日弁連委託援助業務開始
2008年 (平成20年)	1月	「長崎県犯罪被害者等支援計画」策定	
	4月18日	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律公布(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に改称)(7月1日施行)	○休業損害を考慮した重傷病給付金等の加算 ○重度後遺障害者(障害等級第1級から第3級までに該当する障害が残った方)に対する障害給付金の引上げ

年 月 日		で き ご と	
2008年 (平成20年)	4月23日	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律公布(12月1日施行)	○被害者参加制度及び被害者参加人のための国選弁護制度の創設
	6月18日	少年法の一部を改正する法律公布(12月15日施行)	○被害者等から申し出がある場合、少年審判の傍聴を許可する制度の創設 ○家庭裁判所が被害者等に少年審判の状況を説明する制度の創設 ○閲覧・謄写できる記録の範囲拡大 ○被害者等の申出による意見聴取の対象者拡大
	12月1日	法テラス関連業務	○被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始 ○損害賠償命令等の請求について、民事法律扶助業務で無料法律相談、弁護士費用の立替え開始
	12月10日	NPO法人長崎被害者支援センターが長崎県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定される	
2009年 (平成21年)	9月11日	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布(10月1日施行)	○DV事案と認められる親族間犯罪の場合等における特例規定の見直し
2011年 (平成23年)	3月25日	第2次犯罪被害者等基本計画閣議決定	
	3月	「新長崎県犯罪被害者等支援計画」策定	
	7月7日	警察庁において「犯罪被害者支援要綱」を制定	
	7月12日	NPO法人長崎被害者支援センターが一般社団法人長崎犯罪被害者支援センターとなる	

年 月 日		で き ご と	
2011年 (平成23年)	7月15日	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布(7月15日施行)	○障害等級の見直し
2012年 (平成24年)	10月1日	一般社団法人長崎犯罪被害者支援センターが公益社団法人長崎犯罪被害者支援センターとなる	
	11月15日	公益社団法人長崎犯罪被害者支援センターが長崎県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定される	
2013年 (平成25年)	6月12日	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律公布(12月1日施行)	○被害者参加旅費等支給制度の開始 ○被害者参加人のための国選弁護制度の資力要件の緩和
	7月3日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律公布(平成26年1月3日施行)	○対象関係(生活本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者を含む)を拡大
		ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律公布(10月3日施行、一部は7月23日施行)	○連続して電子メールを送信する行為が規制対象となる ○禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大
	12月1日	法テラス関連業務	○被害者参加旅費等支給業務開始 ○被害者参加人のための国選弁護制度及び日弁連委託援助の利用対象者の資力要件の緩和
2014年 (平成26年)	4月1日	法テラス関連業務	○損害賠償命令等の請求について、民事法律扶助業務でカウンセラー同席費用の立替え開始
	6月25日	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律公布(7月15日施行、一部は平成27年7月15日施行)	

年 月 日		で き ご と	
2014年 (平成26年)	10月10日	犯罪被害者等給付金の支給等による 犯罪被害者等の支援に関する法律施 行規則の一部を改正する規則公布 (11月1日施行)	○別居の兄弟姉妹及び児童虐待事案等におけ る支給制限の緩和
2015年 (平成27年)	9月11日	内閣の重要施策に関する総合調整等 に関する機能の強化のための国家行 政組織法等の一部を改正する法律 公布(平成28年4月1日施行)	○内閣府が担っている犯罪被害者支援に関す る業務を国家公安委員会に移管
2016年 (平成28年)	4月1日	第3次犯罪被害者等基本計画閣議 決定	
	4月1日	性暴力被害者支援「サポートながさき」 開設	
2017年 (平成29年)	3月	第3次長崎県犯罪被害者等支援計画 の策定	
2018年 (平成30年)	3月30日	犯罪被害者等給付金の支給等による 犯罪被害者等の支援に関する法律施 行令の一部を改正する政令公布 (4月1日施行)	○若い遺児における遺族給付金の引上げ ○重傷病給付金の給付期間の延長 ○仮給付金の額の制限見直し
		犯罪被害者等給付金の支給等による 犯罪被害者等の支援に関する法律施 行規則の一部を改正する規則公布 (4月1日施行)	○親族間犯罪における減額・不支給事由の見 直し
2019年 (令和元年)	7月16日	長崎県犯罪被害者等支援条例公布・ 施行	
	8月2日	長崎県市町犯罪被害者等支援推進協 議会を設置	
	8月28日	長崎県犯罪被害者等支援推進会議を 設置	
	12月	長崎県犯罪被害者等支援計画の策定	
2021年 (令和3年)	3月30日	第4次犯罪被害者等基本計画閣議 決定	
2022年 (令和4年)	3月	第4次長崎県犯罪被害者等支援計画 の策定	

4. 相談機関一覧

令和4年3月時点

相談内容	名称	所在地	電話	受付時間等	備考
総合窓口	交通・地域安全課	長崎市尾上町3-1 長崎県庁行政棟2階	095-895-2316	月～金 9:00～17:45	
消費生活に関する相談	食品安全・消費生活課 (消費生活センター)	長崎市尾上町3-1 長崎県庁行政棟2階	095-824-0999	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00	
家庭・職場などにおける悩みに 関する相談	男女共同参画推進センターきりりあ	長崎市尾上町3-1 長崎県庁行政棟2階	一般相談 095-822-4730 男性相談 095-825-9622	一般相談 月～金 9:00～17:00 男性相談 第2・第4水曜 18:00～21:00	
NPO・ボランティアに関する相談	県民生活環境課	長崎市尾上町3-1 長崎県庁行政棟2階	095-895-2314	月～金 9:00～17:45	
	県民ボランティア活動支援センター	長崎市出島町2-11 出島交流会館5階	095-827-4852	火～金 9:00～22:00 土・日・祝 9:00～17:00	月曜日は休館
人権に関する相談	人権教育啓発センター	長崎市尾上町3-1 長崎県庁行政棟2階	095-826-5115	毎日 9:00～17:00 (祝日・振替休日を 除く)	
交通事故に関する相談	県交通事故相談所	長崎市尾上町3-1 長崎県庁行政棟2階	095-824-1111 (内線:3776～3777)	月～金 9:00～16:00	
子どもに関する相談	長崎子ども・女性・障害者支援センター (児童相談所)	長崎市橋口町10-22	095-844-6166	月～金 9:00～17:45 土・日 9:00～17:00	※虐待通告は24時間 (年中無休)
	佐世保子ども・女性・障害者支援センター (児童相談所)	佐世保市万徳町10-3	0956-24-5080	月～金 9:00～17:45 土・日 9:00～17:00	※虐待通告は24時間 (年中無休)
性暴力被害に関する相談	性暴力被害者支援「サポートながさき」	長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階	095-895-8856	月～金 9:00～17:00	※相談時間外、土日祝日は コールセンターにて対応
女性に関する相談 (暴力による被害等)	長崎子ども・女性・障害者支援センター (婦人相談所)	長崎市橋口町10-22	095-846-0560	月～金 9:00～17:45	※緊急対応は24時間 (年中無休)
	長崎子ども・女性・障害者支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	長崎市橋口町10-22	095-846-0565	月～金 9:00～17:45	※緊急対応は24時間 (年中無休)
	佐世保子ども・女性・障害者支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	佐世保市万徳町10-3	0956-24-5125	月～金 9:00～17:45	※緊急対応は24時間 (年中無休)
障害のある方に関する相談 (身体障害)	長崎子ども・女性・障害者支援センター (身体障害者更生相談所)	長崎市橋口町10-22	095-846-8905	月～金 9:00～17:45	
	佐世保子ども・女性・障害者支援センター (身体障害者更生相談所)	佐世保市万徳町10-3	0956-24-5272	月～金 9:00～17:45	
障害のある方に関する相談 (知的障害)	長崎子ども・女性・障害者支援センター (知的障害者更生相談所)	長崎市橋口町10-22	095-844-6250	月～金 9:00～17:45	
	佐世保子ども・女性・障害者支援センター (知的障害者更生相談所)	佐世保市万徳町10-3	0956-24-5272	月～金 9:00～17:45	
障害のある方に関する相談 (精神障害)	長崎子ども・女性・障害者支援センター (精神保健福祉センター)	長崎市橋口町10-22	095-846-5115	月～金 9:00～17:45	
こころの健康相談	長崎子ども・女性・障害者支援センター (障害者支援部精神保健福祉課)	長崎市橋口町10-22	095-846-5115	月～金 9:00～17:45	
子ども・家庭110番 (子育て悩み相談)	長崎子ども・女性・障害者支援センター	長崎市橋口町10-22	095-844-1117	毎日 9:00～20:00	
こころの電話 (こころの悩み相談)	長崎子ども・女性・障害者支援センター	長崎市橋口町10-22	095-847-7867	月～金 9:00～12:00 13:00～15:15	
24時間子供SOSダイヤル (親子ホットライン)	県教育センター・長崎県教育委員会	大村市玖島1-24-2	0120-0-78310	24時間	
県営住宅の入居に関する相談	県住宅課	長崎市尾上町3-1	095-894-3102	月～金 9:00～17:45	
ストーカー、DV等の被害による 県営住宅の一時使用、優先入 居に関する相談	長崎子ども・女性・障害者支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	長崎市橋口町10-22	095-846-0565	月～金 9:00～17:45	
	佐世保子ども・女性・障害者支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	佐世保市万徳町10-3	0956-24-5125	月～金 9:00～17:45	

※休祝日、年末年始は除く

令和4年3月時点

相談内容	名称	所在地	電話	受付時間等	備考
労働問題に関する相談	長崎労働相談情報センター	長崎市尾上町3-1 (長崎県庁雇用労働政策課内)	0120-783-258 0120-783-369	月～金 9:00～17:00	
	佐世保労働相談情報センター	佐世保市木場田町3-25 (県北振興局4階労働相談室)	※電話は全て長崎労働 相談情報センターで 対応します	水 10:00～17:00	
就職相談	長崎県人材活躍支援センター	長崎市川口町13-1 (長崎西洋館3階)	095-843-6642	月～金 10:00～18:00	
	長崎県人材活躍支援センター佐世保	佐世保市木場田町3-25 (県北振興局内)	0956-24-7431	月～金 10:00～16:00	
	長崎県ひとり親家庭等自立促進センター (エールながさき)	長崎市川口町13-1 (長崎西洋館中2階)	095-813-0800	月～金 10:00～18:00	
新規就労、転職に伴う技術習得に関する相談	長崎高等技術専門学校	西彼杵郡長与町高田郷 547-21	095-887-5671	月～金 8:45～17:30	
	佐世保高等技術専門学校	北松浦郡佐々町小浦免 1572-26	0956-62-4151	月～金 8:45～17:30	
生活保護等に関する相談	居住地の市福祉事務所、町役場 (または県福祉事務所)				
(西彼杵郡管内)	西彼福祉事務所	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター1階	095-846-8955	月～金 9:00～17:45	
(東彼杵郡・北松浦郡管内)	東彼・北松福祉事務所	佐世保市天満町1-27 県北振興局天満庁舎5階	0956-22-3211	月～金 9:00～17:45	
(南松浦郡管内)	上五島福祉事務所	南松浦郡新上五島町浦桑郷 348-1	0959-54-2131	月～金 9:00～17:45	
医療相談	長崎市、佐世保市は各市保健所 他市町は県立保健所				
(県内)	長崎県医療安全相談センター (県医療政策課内)	長崎市尾上町3-1	095-828-2252	月～金 9:00～17:45	
(西海市・西彼杵郡)	西彼地域医療安全相談センター (西彼保健所内)	長崎市滑石1-9-5	095-856-0691	月～金 9:00～17:45	
(諫早市・大村市・東彼杵郡)	県央地域医療安全相談センター (県央保健所内)	諫早市栄田町26-49	0957-26-3304	月～金 9:00～17:45	
(島原市・雲仙市・南島原市)	県南地域医療安全相談センター (県南保健所内)	島原市新田町347-9	0957-62-3287	月～金 9:00～17:45	
(平戸市・松浦市・佐々町)	県北地域医療安全相談センター (県北保健所内)	平戸市田平町里免1126-1	0950-57-3933	月～金 9:00～17:45	
(五島市)	五島地域医療安全相談センター (五島保健所内)	五島市福江町7-2	0959-72-3125	月～金 9:00～17:45	
(小値賀町・新上五島町)	上五島地域医療安全相談センター (上五島保健所内)	南松浦郡新上五島町有川郷 2254-17	0959-42-1121	月～金 9:00～17:45	
(壱岐市)	壱岐地域医療安全相談センター (壱岐保健所内)	壱岐市郷ノ浦町本村触 620-5	0920-47-0260	月～金 9:00～17:45	
(対馬市)	対馬地域医療安全相談センター (対馬保健所内)	対馬市厳原町宮谷224	0920-52-0166	月～金 9:00～17:45	
犯罪被害に関する各種相談	警察本部広報相談課犯罪被害者支援室	長崎市尾上町3-3	095-820-0110 (内線)2202～2204	月～金 9:00～17:45	
	公益社団法人 長崎犯罪被害者支援センター	長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階	095-820-4977	月～金 9:30～17:00	
各種法律相談の窓口	日本司法支援センター長崎地方事務所 (法テラス長崎)	長崎市栄町1-25	050-3383-5515	月～金 9:00～17:00	
	法テラス佐世保	佐世保市島瀬町4-19 バードハウジングビル402	050-3383-5516	月～金 9:00～17:00	
	法テラス雲仙	雲仙市小浜町北本町14 雲仙市小浜総合支所3階	050-3383-5324	月～金 9:00～17:00	
	法テラス五島	五島市池田町2-20	050-3383-0516	月～金 9:00～17:00	
	法テラス対馬	対馬市厳原町中村606-3 おたビル3階	050-3383-0517	月～金 9:00～17:00	
	法テラス壱岐	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3階	050-3383-5517	月～金 9:00～17:00	
	法テラス平戸	平戸市築地町510 森貸事務所1階	050-3383-0468	月～金 9:00～17:00	

※休祝日、年末年始は除く



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュッとちゃん」



県民生活環境部 交通・地域安全課